

王滝村 議会 だより



令和8年10月



御岳国有林 濁川復旧治山工事現場を視察

令和7年度決算認定	2P ～ 4P
一般質問	5P ～ 7P
議会報告ほか	8P

令和 8 年度 一般会計補正予算 1,709 万円可決 令和 7 年度決算を認定

一般質問には薩川 宏史氏・小谷 洋子氏の 2 氏が登壇

<一般会計補正予算 主な事業>

○林業振興一般経費

有害講習負担金の計上 (49 万 7 千円)

○木材加工施設運営事業

施設の管理運営、製品の作成に係る材料費等の追加計上 (49 万円)

役場庁舎にある薪ストーブを木材加工施設へ移設 (76 万 2 千円)

○観光施設費

御嶽古道に熊出没注意看板設置のための看板購入費の計上 (22 万円)

○橋梁維持費一般経費

堀田高橋修繕工事の設計変更に伴う追加計上 (1,555 万 4 千円)

○小学校管理経費

消防設備点検による指摘箇所の修繕 (56 万 3 千円)

○災害対策一般経費

りんどう平の防災無線修繕費の計上 (40 万 7 千円)



令和 7 年度 決算認定

<一般会計 決算額の推移>

令和 7 年度の王滝村一般会計決算額は、歳入総額 24 億 2,647 万 1 千円、歳出総額 22 億 8,234 万 3 千円である。

令和 6 年度との比較は、歳入 2 億 2,456 万 6 千円の増、歳出 1 億 6,654 万 7 千円の増となり、歳入歳出ともに昨年度と比較して増額となった。収支状況は、実質収支が 1 億 1,939 万 7 千円、実質単年度収支は 7,104 万 8 千円の赤字決算となった。



<令和 7 年度一般会計 主な事業>

(1) 総務管理・消防関係

田の原地区再開発事業、飲食と休憩スペースを設けた観光施設は、11 月に完成した。御嶽山国定公園化を見据え、旧田の原観光センターを 1 年前倒しで取り壊し、眺望を確保した。公共交通対策として、村単独による巡回バス事業を継続実施し 763 人 (対昨年比 164 人減) の利用があった。木曽町生活交通システムが 10 月から木曽広域全体で運行する「きそバス」になった観光路線バス 御岳田の原線 (7 月 5 日から 10 月 19 日までの土日祝日及び 8 月 4 日～8 日の平日 合計 42 日運行) を運行した。おんたけ交通株式会社に委託し 1 日往復 2 便、533 人の利用 (昨年度 596 人) があった。

(2) 御嶽山の安全対策

御嶽山は保安監視のため 6 月 6 日から 10 月 16 日の間、パトロール員を配置し、登山者への周知と監視を行った。王滝頂上から剣ヶ峰間の規制緩和後は、平日 1 名、土日祝日 2 名体制で王

滝頂上に常駐し、監視等を行った。また、令和6年度に繰越した王滝頂上避難施設のトイレ棟を改修し、登山客増加への対応と衛生環境を整備した。

（３）道路の整備

電源立地地域対策交付金事業を活用し村道第41号線（スキー学校前）の舗装改修工事を行った。村道の除雪作業は、村道第38号線（滝越方面）村道第41号線（スキー場方面、別荘地）二子持地区を業者へ委託し、その他の村内路線とスキー場駐車場は職員が当番制で実施した。

（４）文化・教育施設等の整備

令和4年度から王滝中学校の木曽町中学校への教育事務の委託による編入が始まり4年目となった。引き続き生徒の通学手段の確保対策として直行便のスクールカーを朝1便、夕方2便を基本に毎日運行した。また、木曽町教育委員会へ学校運営に係る経費の委託料（生徒数で按分した負担率による算出）509万3千円を支出した。小学校の県職員の配置が全学年で基準を下回り、3・4年生が複式学級になった。過疎債事業により、村単独教員3名（うち学習支援員2名）を配置し、学習支援等、実情に応じたきめ細やかな教育が行われた。保育園は令和6年9月から5年間、信州やまほいく（信州型自然保育認定制度）の認定園となり自然保育の推進が図られた。子育て支援として、未就園児の一時預かりを行ったが、利用者はいなかった。引き続き児童生徒の給食費の補助、保育料の減免を行った。

（５）福祉・厚生・生活環境施設等の整備

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、地域生活継続支援事業は、王滝村社会福祉協議会に一部を委託し継続して行うことができた。保健師による乳幼児訪問、子育て事業定期健康相談等や保健センター・各地区で各種がん検診や一般検診を行い、住民の健康管理の場を継続して確保できた。国保加入者（40歳から74歳、人間ドック等を受診しない人）を対象に引き続き、お誕生日健診、65歳歯科検診を無料で実施した。

（６）産業の振興

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、上島地区の緩衝帯整備事業、イノシシ捕獲檻、電気止め刺し機の購入など総合的な有害鳥獣被害対策に努めた。令和5年度から認定新規就農者として1名が活動を行い、引き続き新規就農者育成支援を行った。令和6年度まで指定管理で運営していた木材工芸品等加工施設は村直営となり、集落支援員1名を採用して加工販売を行った。全国的にクマの出没や被害が今年度も村内各所でサルやイノシシによる農作物への被害が発生した。有害駆除従事者により、有害鳥獣

（サル49頭、イノシシ20頭、ニホンジカ8頭ツキノワグマ7頭など）の捕獲を行った。J-クレジット（森林の二酸化炭素吸収量をクレジット化）は春日井市等3者へ120Tを販売した。物価高騰対応地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を活用し、令和8年2月1日現在で住民基本台帳に登録のある村民全員に一人当たり3万円の商品券を配布、物価高騰の影響が長期化する中、村民を経済的に支援した。

村内用プレミアム商品券事業は、12,000円券を800セット販売した。（回収率99.5%、利用実績は小売96.4%、飲食0.7%、その他2.9%）で、村内消費の拡大が図られ地域経済の活性化が推進できた。王滝村と木曽町が御嶽山を中心とした地域連携DMO（一社）木曽おんたけ観光局は8年目になった。田園都市国家構想交付金を活用して財源を確保した。

（７）その他

第5次総合計画の終了に伴い、委託で住民アンケート調査や人口ビジョンの検証を行い、王滝村総合戦略会議の審議を経て、王滝村第6次総合計画（令和8年度から令和12年度）策定された。地域おこし協力隊事業は5名の隊員が、農業、上下流交流や自然体験イベントなどの活動を行い、地域振興や活性化を図った。集落支援員事業は9名の支援員が、木材加工所の運営、住民の交通の確保、有害鳥獣駆除等、委託で校外学習塾、移住定住対策等の活動を行った。移住定住促進対策として空き家改修補助金（1件75万円）、空き家片付け事業補助金（6件51万8

千円)の利用があった。空き家バンクは令和7年度末で、空き家登録8件、利用者登録16人、売買契約は過年度登録分を含めて7件となっている。

＜一般会計・特別会計審査意見＞

当村においては、御嶽登山やスキー場の観光客数の回復等の明るい兆しはあるものの少子高齢化に伴う人口減少や税収の減少等の課題が潜在している状況である。今後も厳しい財政状況が続くことが予想されるので、経常経費の計画的な削減に取り組み、事務事業についても日頃から効果的かつ効率的な行財政運営を行うよう努めていただきたい。

1. 予算未執行について

一般会計農林水産業費及び教育費で、それぞれ予算未執行事例があり、共に当初予算に計上されながら補正予算で減額もされておらず当年度未執行で不用額として処理されていた。本件については事務事業の怠慢と言わざるを得ない事例である。今後、このような事例が二度と繰り返されることがないように、四半期毎に予算執行状況を確認するなど、計画的に事務事業の執行を司っていただきたい。また、1件については外郭団体の会計処理を職員が兼務で担当されているので、事務処理についても疑念を生じないよう適正な事務処理にあたっていただきたい。

なお本件については、庁内で対応を検討するとともに厳正な対処をお願いしたい。

2. 村税及び公共料金の徴収について

村税の現年・滞納繰越分を含めた徴収率は96.3%で対前年度比0.6ポイント増加しており徴収努力を評価する。

ただし、個人村民税や固定資産税の収入未済額が前年度に比べて増加しており、滞納繰越分は減ったものの新たな未納者の増加が見受けられた。引き続き各戸訪問等、滞納整理を毎年実施し収入未済の縮減に努めていただきたい。

住宅家賃、土地貸付料については未納者に対して少しずつでも納入されるよう、説得と徴収努力をお願いしたい。

3. 随意契約の適正管理について

随意契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用区分の整理が不十分である事例が見受けられた。さらに決裁関係書類において、随意契約理由の記載が該当号数のみで具体的な判断理由の記載を欠く事例も散見された。随意契約は例外的な手続であることから、決裁関係書類への具体的な理由の記載を徹底し、事後検証に耐え得る適正な契約事務への改善に努めていただきたい。

4. 村所有建物のデータでの管理について

村有建築物については、適正な維持管理を図るため、各施設の現況、建物の状態、使用の可否利用実態、維持費及び将来的な需要を調査、整理し、その内容をデータとしてまとめるとともに、これらの情報に基づき継続的に管理できる体制の構築をしていただきたい。

＜公営企業観光施設事業会計 審査意見＞

御嶽スキー場の入込客数は38,383人、前年度比100%となり、郡内の他スキー場が前年を下回るなか、努力の成果があったと推察できる。雪不足により終了が早まったが、リフト料金の値上げや各種イベント開催等により売上が伸びたものと思われる。令和8年度から一般会計へ移行されるが、スキー場営業を続けることは、毎年施設の維持補修費が必要であり、関連する経費は令和7年度一般会計歳出予算全体の14.2%を占め、これからも歳出予算を圧迫しながら支出が続いていくものと予想される。また、スキー場内の村有施設の老朽化が進み、財政的に更新や大規模改修は厳しいところであるが、有利な起債の活用と、現施設で最小限の修繕で維持し入込客数の増加を図るよう、一層の企業努力が必要であると考えます。

村においては、指定管理者の経営や収支状況についても引き続き厳しいチェックを行っていただきたい。

一般質問 村政を問う

本文は答弁も含め質問者の執筆をもとにしています

休校中の中学校棟 役場庁舎移転は適法か

薩川 宏史

1. 休校中の中学への役場機能移転に関する法的適合性について

薩川：休校中の学校は廃校とは異なり、学校としての法的、制度的な立場が消滅したわけではなく文科省の管轄下にあり、自治体の裁量範囲は限定的なため法的注意が必要です。休校中の中学校の普通教室すべてを恒久的に失わせる今回の計画が、学校施設としての用途、目的を妨げず、学校教育上支障がないと言えるのか、その具体的な法的根拠を伺いたい。

村長：全国どこの中学校でも一定の水準の教育が受けられるよう、中学校学習指導要領を定めており、これを実践するためには、ある程度の学校規模と専科教員の確保が必要となる。文科省の公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きでは、一定の集団規模、中学校であれば 12 から 18 クラス程度とされており、子供たちの社会性や協調性を育むために重要であると強調されている。また当村では、慢性的な教員不足により教員確保が困難な状況となっている。

以上の要因から、登下校に相当な時間を要するというデメリットはあるものの、子どもたちの教育環境を最優先とし、中学校は休校としている。王滝中学校を再開するためには、子供たちに対する教育環境の整備、すなわちある程度の学校規模への回復と、それでもなお不足する専科教員の確実な確保が絶対条件となる。将来的に再開する可能性を残しておくという考えもあり得るが、極端な少子化にある当村の現状と慢性的な教員不足から、二つの条件が揃う可能性は限りなくゼロに近いというのが一般的な認識であろうと思う。

総務課長：県からは「財産処分手続きにより行政財産への転用は可能」「国庫補助事業完了後 10 年以上経過しているため国庫返納金は不要」「休校施設であっても財産処分は可能」との回答をいただいている。また、文科省通知では学校施設の許可基準については「教育委員会等の判断により、学校教育上支障のない限り使用が認められる」とされている。

薩川：文部科学省には直接確認したか。

総務課長：教育委員会から県を通じて確認したため、文科省へ直接確認は行っていない。

薩川：全国を探しても、休校中の学校の普通教室を全て潰して別用途に転用したケースは見つからなかった。「このまま進める」のか、「一旦立ち止まって法的論点を整理する」のか。

総務課長：村内でこうした法的解釈を完全に精査することは困難であると認識している。文部科学省への問い合わせ等も含めて法的整合性を整理していきたいと考えている。

2. 外構計画、駐車場確保について

薩川：来庁者や職員の利用をはじめ、行政として必要と見込む駐車台数と、現時点で確保可能な台数はそれぞれ何台か。

総務課長：将来的には 20 台分、現時点では 10 台程度の区画を確保する見込みである。職員用の駐車区画については、当面敷地内には設けない予定。



役場庁舎の移転が計画される中学校棟

薩川：10 台分というのは少ない印象である。大掛かりな来客があった場合などに支障が出かねない。続いて、進入路や駐車場等の外構計画をいつ具体化し、外構工事費の概算額をいつ議会に示す予定か。

総務課長：進入路を含めた具体的な計画については、実施設計と並行して進めたいと考えている。

薩川：外構工事費等は本体工事と一体不可分のものであり、同時に示されなければ事業規模の判断ができない。概算額だけでも早急に出して欲しい。

3. 役場移転が地域経済および住民の買い物機能に与える影響について

薩川：役場移転による経済効果はマイナスである。周辺事業者、特に隣接する農協販売店の維持や住民の買い物環境について、どのような協議や対策を行っているのか。

総務課長：商品券発行等による村内消費の拡大や、巡回バス等の移動手段の確保により、事業者がなりわいを継続できる環境づくりに努める。

村長：個々の事業者や農協へ個別に訪問しての説明は行っていない。住民説明会や役場広報等を通じて周知を行っているという認識である。

薩川：有難い存在であり、今後も存在してもらわなければ困る農協販売店には配慮が必要だ。説明、協議をしていないのは片手落ちと言わざるを得ない。

○教育委員会の役割と今後の教育行政について

薩川：仮に今後小学校も他の自治体へ事務委託することになった場合、法的に教育委員会の設置根拠が無くなる。どのようなご所見をお持ちか伺いたい。

教育長：教育委員会は、地域における教育行政の基本方針や重要な決定を行う責任を負っている。児童数の減少は続いているが、「王滝小学校に通いたいお子様がいる限り、一人であっても学校を残していきたい」という思いで話を進めている。

村長：薩川議員にお尋ねします。役場庁舎移転に関する住民アンケート（回答率 56.1%）では、「賛成 64%、反対 21%、どちらとも言えない 15%」という結果が出ており、村長としては計画を進める考えです。

資材価格や人件費の高騰により、当初の実施設計等の予算にも影響が出ている。この住民アンケートの結果および費用増加の現状について、議員はどうお考えか。

薩川：論点が全く違う。私は「休校中の中学校へ役場を移転させる今回の計画が適法かどうか」を議論している。適法であれば進めればよいし、適法性が確認できないのであれば同意できません。その場合は住民アンケートも前提を失う。また、法的、その他の懸念については、3 月・6 月議会で指摘していたにもかかわらず、対応や確認に時間がかかっているのは行政側だ。法的な部分は深刻な問題になる可能性がある為、慎重を期す必要がある。

住居トラブル 村の関りは

小谷 洋子

村内不動産（空き家）の賃貸借・売買について

（元地域おこし協力隊員の住居トラブルについて）

小谷：村は、地域おこし協力隊員の住居として、九蔵区にある一戸建て住宅を所有する T 氏（一般人）との間で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間、賃貸借契約を締結し、そこへ隊員の K 氏が入居した。

K 氏は、令和 5 年 3 月 31 日をもって「地域おこし協力隊」を辞職、T 氏はそれを知らずにいた。K 氏は、その後も T 氏宅にずっと住み続けている。家賃の支払いは、その時から村ではなく K 氏になったが、払ったり払わなかったりと、現在は、未払いが溜まってきている。T 氏から K 氏に幾度となく連絡してもつながらず、この数年間、村に対して、T 氏は、何とか K 氏の退去を促してくれるように求めている。しかし、いまだ状況は変わっていない。村は、一度、顧問弁護士に相談したようだが、通り一遍の対応だったため、T 氏は失望

している。村は、もっと踏み込んで顧問弁護士にこの件を最後まで担当してもらうことはできないのか。

総務課長：村としては、令和5年3月31日にK氏が「地域おこし協力隊」の任期を終えるということでT氏との合意がとれているものとして捉えている。新しく令和5年4月1日よりT氏とK氏の間で新しい賃貸借契約を締結して契約に沿って履行されているということで承知している。

小谷：T氏は、K氏が「地域おこし協力隊」を辞めたという情報を村から得ていなかったため、長期間にわたり、K氏が村の保証する「協力隊員」であるとの認識でいた。

T氏が所持している書類の中に、T氏と村との間で取り交わされた賃貸借契約書がある。その中に（乙（村）からの解約）第11条という特約条項があるが、村は、T氏との契約を終わらせるにあたり、この特約条項の簡単な内容すら遵守していない。また、その後のK氏が勝手に作ったT氏との賃貸借契約書も日付もないずさんなものだ。現在では、家賃の未払金も残ったままである。最初から村が前面に立って行った契約だ。今後、この後始末をつけるのに顧問弁護士に頼むことはできないのか。

総務課長：村の「地域おこし協力隊」事業が起点になったということも踏まえ、今後も、村として可能な限り対応させていただきたいと考えている。地域課題解決のために顧問弁護士とで解決策を探る。

小谷：今後は、増々空き家が増えて行くと考えられる。今回のように、空き家バンクを通して個人対個人の賃貸借契約も増えることが予想される。圧倒的に不動産の賃貸借・売買の専門知識が職員に不足していると思う。将来、責任ある上記業務の遂行ができるようにするために、村は、どのような考えをお持ちか。

総務課長：現在、村が運用している空き家バンク制度は、長野県が運営する専門サイトだ。役場職員の役割は、あくまでも情報の収集、ウェブサイトへの掲載や初期的な引き合わせに特化しており、実際の不動産取引における契約交渉や権利調整、価格算定といった宅地建物取引の実務に直接介在するものではない。職員に不動産の専門知識を求めるのではなく、外部の専門機関や専門人材を活用して行政としてのマッチング機能を果たしていく。

小谷：これまでも、契約の内容を軽んじたために大変なことになったスキー場問題もあった。専門知識を持つというより、契約について、わかったような気にならずに、専門家に確認するということを経験に銘じて頂きたいと思う。今回のこと、村の顧問弁護士に相談して、最後まで面倒を見ていただくよう、お願いしたい。



【正確な情報提供に関する編集委員会からのご報告】

薩川宏史議員の一般質問冒頭部分における村長答弁には、重要な政策判断に関わる内容について、誤解を招くおそれのある表現や、法的・制度的な根拠、客観的な資料との関係が明確でない発言が複数含まれていました。

本会議場での答弁は、村の公式な見解として村民に広く伝えられるものです。そこに誤解を招く表現や根拠が明確でない表現が含まれていた場合、村の将来に関わる重要な政策判断について、村民の適切な理解や判断に影響を及ぼすおそれがあります。

編集委員会は、本会議場での質疑内容を正確かつ公正に周知する観点から、今回の答弁について村長に真意の確認を行いました。しかし、村長からの回答では、確認事項に関する具体的な説明が十分に示されず、議会だよりへの掲載についても承諾が得られませんでした。

今後も議会広報として、単に質疑を記録するだけでなく、村民の皆様に正確かつ客観的な情報が届けられるよう、適切な広報に努めてまいります。

教育委員会委員を選任

王滝村教育委員会委員に吉田 智恵子氏（東区）が議会の同意を得て選任された。
任期は令和8年10月1日から令和12年9月30日までの4年間。

三浦真一氏が辞職

今年8月の「お盆ふれあい祭り花火大会」に寄付をしたことが、公職選挙法に抵触する恐れがあるとして、議長宛てに三浦真一議員から辞職願が提出された。これを受け、議会運営委員会を開催、本会議中であったこともあり、追加日程としてこの事案を取り上げ、全会一致で承認された。

本人も勉強不足を深く反省していたが、議会議員には公職選挙法で様々な規制が課せられていることを再認識し、今後このような事態を招かないよう努めていただきたい。



王滝村にコウノトリが飛来

編集後記

東京では連続降水日数が37日となり、観測史上最長記録を更新した。王滝村でもレベル4大雨危険警報が発令されるなど、9月は雨が多い月となった。地球温暖化が進み、これからもこうした気象は続いていくことになるのか。子の代、孫の代、いったいどうなってしまうのか心配はつきない。（広）

議会日誌

6月

- 17日 村議会6月定例会・第2回議会だより編集委員会
- 25日 例月監査（5月分）
- 26日 根羽村教育委員会、売木村教育委員会との面談（根羽村・売木村）
- 29日 田の原環境を守る会総会・木曽郡町村議会議長会（木曽町）
- 30日 田の原観光施設開所式

7月

- 1日 御嶽山開山式
- 4日 御嶽山国定公園指定記念式典（木曽町）
- 7日 南部直轄砂防推進協議会総会（上松町）・王滝村消防団激励
- 8日 長野県南部国道連絡会総会（木曽町）
- 15日 議会だより（171号）発行・中日本町村議会議長会会長会議（東京都）・木曽郡町村議会議長会（木曽町）
- 16日 全国町村議会議長会会長会（東京都）
- 24日 例月監査（6月分）・第11回総務常任委員会
- 31日 木曽郡町村議会議員総会（上松町）

8月

- 4日 令和7年度決算審査（経済産業課）
- 5日 令和7年度決算審査（教育委員会・福祉健康課）
- 6日 令和7年度決算審査（総務課）
- 8日 御嶽山大御神火祭（木曽町）
- 15日 二十歳のつどい
- 17日 木曽郡町村議会議長会・木曽広域連合議会議会運営委員会・総務常任委員会（木曽町）
- 18日 木曽広域連合議会 経済観光常任委員会、福祉環境常任委員会（木曽町）
- 20日 決算審査まとめ
- 21日 白馬村議会との面談（白馬村）
- 24日 中津川、木曽下伊那広域連携SDGs推進協議会総会（木曽町）
- 26日 長野県教育委員会との面談（長野市）
- 27日 例月監査（7月分）・令和7年度 決算審査講評
- 31日 第12回総務常任委員会

9月

- 3日 木曽広域連合議会第3回定例会（木曽町）
- 7日 木曽南部土砂防災ネットワーク議員連盟役員会（大桑村）
- 9日 第3回全員協議会・第6回議会運営委員会・村長との懇談
- 14日 王滝村総合防災訓練・長野県西部地震追悼式
- 16日 村議会9月定例会

発行／王滝村議会
編集／議会だより編集特別委員会
長野県木曽郡王滝村 3623／【電】0264-48-2001